

福祉サービス第三者評価機関認証事務処理要領

制 定 平成17年 1月28日
一部改正 平成17年 8月 1日

第1 趣旨

この要領は、福祉サービス第三者評価機関認証規則（平成17年1月28日施行。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、福祉サービス第三者評価機関の認証等に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 申請書等提出書類の様式

この規則による申請書等提出書類の様式は次によるものとする。

- (1) 規則第3条の規定による申請書及び第6条の規定による認証更新申請書
第1号様式 福祉サービス第三者評価機関認証（更新）申請書
- (2) 規則第7条の規定による変更申請書
第2号様式 福祉サービス変更申請書
- (3) 規則第8条の規定による変更の届
第3号様式 福祉サービス第三者評価機関申請事項変更届
- (4) 規則第9条の規定による事業の廃止届
第4号様式 福祉サービス第三者評価機関事業廃止届

第3 第三者評価基準、第三者評価の手法及び利用者調査

1 第三者評価基準

規則別記の3（1）の大分県福祉サービス第三者評価事業推進組織（以下「大分県推進組織」という。）が定める福祉サービス第三者評価基準は次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス共通 別紙1のとおり
- (2) 障害者・児施設版 別紙1（2）のとおり
- (3) 保育所版 別紙1（3）のとおり

2 第三者評価の手法

規則別記の3（2）による書面調査及び訪問調査は次のとおりとする。

(1) 書面調査

書面調査に必要な書面は次のとおりとする。

ア 福祉サービス第三者評価事業所概要

- ① 介護老人福祉施設 別紙2（1）のとおり
- ② 訪問介護 別紙2（2）のとおり
- ③ 通所介護 別紙2（3）のとおり
- ④ 福祉用具貸与 別紙2（4）のとおり
- ⑤ 老人福祉施設（介護保険外） 別紙2（5）のとおり

- | | |
|-------------|---------------|
| ⑥ 障害者入所施設 | 別紙2 (6) のとおり |
| ⑦ 障害者通所施設 | 別紙2 (7) のとおり |
| ⑧ 障害者通所授産施設 | 別紙2 (8) のとおり |
| ⑨ 障害者居宅介護 | 別紙2 (9) のとおり |
| ⑩ 保育所 | 別紙2 (10) のとおり |

イ 自己評価調査 1の第三者評価基準による

(2) 訪問調査

書面調査を実施した後、評価調査者が事業所を訪問し、第三者評価基準により調査を行うものとする。

訪問調査は、組織運営管理業務経験者である評価調査者を1名以上及び福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者である評価調査者を1名以上で構成しなければならない。

3 利用者調査

規則別記の3 (3) の大分県推進組織が定める利用者調査の調査要領は次のとおりとする。

(1) 利用者調査は、訪問調査を行う際の参考とするものとして行うものである。

(2) 調査の対象

利用者調査は、原則として福祉サービスの利用者本人を対象として実施するものであるが、利用者の状況により利用者本人が調査票に記入が困難な場合には、利用者の家族が回答することも差し支えないものとする。

(3) 調査方法

ア 無記名とする。ただし、回答者が利用者本人であるかその家族であるかについては記入をさせるものとする。

イ 調査人数は、施設定員又は利用者の2分の1程度（ただし、2分の1の人数が30人に満たない場合は、30人とする。また、施設等の人数が30人以下の場合は全員とする。）とし、五十音順に作成した利用者名簿から所要の人数を無作為抽出し、評価機関から直接当該利用者に郵送で調査票を送付し回答を依頼する。

ウ 回収した調査票は、他に情報が漏れないよう厳重に管理するとともに、訪問調査においても事業者に対して、その内容を漏らしてはならないものとする。

(4) 利用者調査票

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 入所施設用 | 別紙3 (1) のとおり |
| ② 通所施設用 | 別紙3 (2) のとおり |
| ③ 在宅サービス用 | 別紙3 (3) のとおり |
| ④ 保育所用 | 別紙3 (4) のとおり |

第4 第三者評価結果の取扱い

規則別記の3 (4) の大分県推進組織が定める第三者評価結果の取扱いは次のとおりとする。

(1) 公表項目

評価結果については、次の項目について公表するものとする。

- ① 第三者評価を実施した福祉サービス第三者評価機関の名称
- ② 第三者評価を実施した期日
- ③ 事業者情報（名称・種別・代表者名・定員（利用人数）・所在地）
- ④ 総評（特に評価の高い点及び改善を求められる点について記述したもの。）
- ⑤ 第三者評価結果に対する事業者のコメント
- ⑥ 評価細目ごとの評価結果

(2) 第三者評価結果の公表は、事業者の同意を必要とする。

(3) 福祉サービス第三者評価機関

第三者評価機関は、それぞれの方法において公表を行うものとする。

ただし、大分県推進組織に対して第三者評価結果を報告することをもって公表に代えることができるものとする。

(4) 大分県推進組織

独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク（WAMNET）」において、第三者評価機関からの報告に基づき第三者評価結果を公表するものとする。

第5 認証の書面に記載する項目

福祉サービス第三者評価機関として認証をした法人に交付する認証の書面には、法人の名称、所在地及び代表者の氏名並びに認証を決定した日付の外、次の事項を記載するものとする。

- (1) 認証の有効期間
- (2) 評価対象の福祉サービスの種別
- (3) 規則第3条第2項の規定に基づき付与した条件

第6 福祉サービス第三者評価機関に関する情報公開

1 認証をした福祉サービス第三者評価機関に関する情報については、次により公開するものとする。

(1) 公開の媒体

大分県推進組織が運営するホームページに掲載する。

(2) 公開する項目

- ア 法人の名称及び代表者
- イ 法人の所在地
- ウ 認証年月日及び認証の有効期間
- エ 評価を実施する福祉サービスの種別
- オ 所属する評価調査者
- カ 評価料金

2 公開項目の修正等

規則第7条又は第8条の規定による手続きにより、公開項目に変更があったときは、速やかに当該項目の修正を行うものとする。

また、規則第9条の規定による事業廃止の届け出があったときは、当該情報は削除する。

第7 第三評価機関認証の取消

1 不正な行為等

規則第11条第3号に規定する不正な行為とは、次に掲げる不正な行為が行われた場合をいう。

- ① 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること。
- ② 守秘義務に違反すること。
- ③ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
- ④ 法令に違反すること。
- ⑤ 認証申請書等において虚偽の記載があった場合。
- ⑥ その他社会通念上不正な行為と認められる行為

2 聴聞

規則第11条第2項の規定に基づき行う聴聞は、次の要領で行うものとする。

(1) 聴聞は原則として非公開で行うものとする。

(2) 聴聞の通知は、次の事項を記載した文書でもって行うものとする。

ア 聴聞を行う日時及び場所

イ 規則第11条第1項に該当する事実

ウ 通知した日時又は場所に、相当の理由なしに出頭しなかったときは、当該事実を認めたものとみなし、認証の取消をする旨

(3) 聴聞は、福祉サービス第三者評価機関認証委員会委員長が指名する複数の委員でもって行うものとする。

(4) 聴聞を担当した委員は、聴聞終了後速やかに、文書でもってその状況を委員長に報告しなければならない。

第8 施行期日

1 この要領は、平成17年1月28日から施行する。

2 平成17年8月1日の改正に係る各条項は、平成17年8月1日から施行する。